

2015 司法書士オープン【総合編】第2回 記述式(商業登記)

採点講評

1 公告をする方法の変更について

公告をする方法の変更については、①電子公告により行う旨、②URL、③予備的公告方法の定め及び④貸借対照表の公告のためのURLと、登記事項が盛りだくさんでした。残念ながら、これらを全部きちんと解答されている答案は少なかったです。なお、貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記が職権で抹消される点にも注意してください。その廃止の登記を申請する必要はありません。本問では、電子公告に移行後も同じアドレスで決算公告をしたいということでしょう、上記④につき当該事項におけるものと同じアドレスを定めています。

2 株式に関する登記について

(1) 株式無償割当て

本問では、発行済株式の総数が6000株（そのうち3000株が自己株式）だったところ、1株につき1株の割合で割り当てることと決定され、全て自己株式をもって割当てが行われていましたから、発行済株式の総数は6000株のまま、動きません。ところが、登記の事由に「株式無償割当て」を記載している答案が散見されました。そのような答案において変更後の発行済株式の総数は、①9000株とするもの、②1万2000株とするものに分かれていました。①の場合、自己株式の保有の事実及びこれに対して割当てができないことは正しく判断されているのだらうと思いますが、株式の発行がされず、自己株式の交付のみがされていることを見逃しています。また、②では、自己株式に関する事実を全く考慮せずに解答されていることとなります。自己株式の保有等に関する事実は、登記事項証明書 of 抜粋や登記記録からは読み取ることができないので、聴取記録等の別紙中の該当する記載に十分注意を払う必要があります。

(2) 株式に関する定款の変更

株式についての定款の規定は、単元株式数の定め及び株券を発行する旨の定めを除けば、①「発行可能株式総数」、②「発行する株式の内容」、③「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」又は④「株式の譲渡制限に関する規定」のいずれかの欄に記録されることとなります。強調したいのは、これらをきちんと区別していることが分かるような答案を作成することです。今回は、単一株式発行会社が種類株式発行会社に移行し、③の設定登記をする事案が取り扱われていましたが、①と③の一部を混ぜてしまって「発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数」という欄があるかのようにになっている解答例が間々ありました。ちなみに、上記①から④までの

欄ないし登記事項を種類株式発行会社か否かの点で整理しておくとして、①「発行可能株式総数」はいかなる株式会社の登記記録にも必ず存在する事項であり、②「発行する株式の内容」は単一株式発行会社であって、取得条項付株式又は取得請求権付株式を発行するものに限り存在する事項、③「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」は種類株式発行会社の登記記録には必ず存在する事項、最後に④「株式の譲渡制限に関する規定」は、単一株式発行会社であるか種類株式発行会社であるかを問わず、譲渡制限株式を発行する株式会社の登記記録に存在する事項、ということになります。

また、発行する各種類の株式の内容中、剰余金配当についての定めはほとんどの答案に記載されていましたが、会社法 322 条 2 項の定款の定めについては、記載のない答案が目立ちました。①種類株式の内容として登記事項であることを看過した、又は②会社法 322 条 4 項の種類株主全員の同意がないため未設定と判断した、この 2 つのいずれかが理由と思われる。①が思い当たる方は、種類株主総会の決議を要しない旨の定めとおおざっぱに言われるとき、不要とされているのが、募集事項の決定についての会社法 199 条 4 項等の規定による種類株主総会か、又は種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の会社法 322 条 1 項の規定によるものかの区別に留意してください。前者は種類株式の内容に当たらず（会社施行規 20 条 2 項 6 号参照）、登記事項とされていないのに対し、後者は会社法 322 条 2 項の文言どおり、発行する各種類の株式の内容として登記事項です。

3 準備金の資本組入れの登記について

添付書面として「減少に係る準備金の額が計上されていたことを証する書面」（商登法 69 条）の解答がない答案が多かったです。また、「資本金の額の計上に関する証明書」（商登規 61 条 7 項）の添付がある答案も少なからず見受けられました。後者の添付は、本問のような準備金や剰余金の資本組入れだけでなく、資本金の額の減少についても不要とされていることを覚えておきましょう。商業登記規則 61 条 7 項の条文（「…資本金の額の増加若しくは減少による変更の登記の申請書には…」）を読む限りでは、一見必要としか思えないので、要注意です。また、本問のひっかけとして、債権者保護手続らしきものを執った旨の記載がありましたが、これは実体上必要のない手続です。資本準備金の額を減少して、その全額につき資本金の額を増加することは、債権者にとって有利な結果となる行為だからです。本問の事案と離れますが、次のことにも注意してください。資本準備金の額を減少して、その一部の額につきその他資本剰余金の額を増加し、剰余金を資本金に組み入れる場合には、債権者に不利益であって、実体上、債権者保護手続を要します。しかし、このときであっても、登記手続上、当該手続関係の書面は、準備金の資本組入れの登記の申請書の添付書面になりません。資本金の額と違い、準備金の額は登記事項ではなく、これは、準備金の額の減少についての債権者保護手続だからです。

4 取締役、代表取締役の変更の登記について

取締役が辞任し、かつ、当該取締役が代表取締役であった、という事案でした。辞任により取締役の最低員数（3名以上）を欠くものではないので、権利義務取締役にはならなかったのですが、代表取締役の最低員数（2名以上）を欠くことから、退任登記の可否につき悩まれた方もおられるのではないのでしょうか。結論として、代表取締役の最低員数を欠くとしても、取締役の辞任及び代表取締役の資格喪失退任の登記を申請することが可能でした。

この場合の考え方については、①代表取締役の地位であれ②権利義務代表取締役の地位であれ、③取締役の地位ないし④権利義務取締役の地位にあることを前提としなければ、存立し得ないことに留意しましょう。③を基礎として①に選定されることはもちろん、④を基礎として①に選定されること、③を基礎として②であること及び④を基礎として②であることの全てがあり得ます。しかし、③又は④いずれの地位にもない者が、①に選定されること、②であることは絶対に不可能です。

5 監査役の変更の登記等について

平成 27 年 6 月 30 日死亡を原因年月日として監査役の退任の登記を記載する答案がかなり目立ちました。本問は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めが既に登記されており、この定めが廃止されたことから、当該定めを廃止の登記をする事案でした。この定款変更は監査役の任期満了事由の一つですから、当該定款変更の効力を生じた平成 27 年 6 月 29 日、監査役赤橋花子は退任します。もっとも、後任者が選任されていませんので、この者はいったん（業務監査権限を有する監査役としての）権利義務を有する監査役になります（『論点解説新・会社法』P.400 参照）。このままだと同人の退任登記は、申請できないものになりそうです。しかし、翌日死亡しているため、権利義務監査役の地位は解消して、結局、本来の退任年月日による退任の登記を申請することができることとなります。また、この死亡は権利義務の消滅事由に過ぎず、退任の日付に影響しないことに注意してください。

6 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定

この登記を登記の申請を代理すべきでない事項に回している答案が一定数見受けられました。しかし、申請会社が「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがないもの）であること」及び「取締役が2名以上あること」の双方を満たしていることをもって、適法に設定されたものと判断することができます。なお、監査役の責任を免除することができる旨の定めを設ける議案を提出する場合には、監査役の同意を得る必要はありません（会社法 426 条 2 項前段括弧書）。

7 支配人の氏名変更

今回は代表取締役である取締役の氏名変更の登記が出題されましたが、今回は支配人の氏名変更の登記が問題でした。この場合の登記原因の書き方について単に「変更」ではなく、また「氏名変更」でもなく「青田玲子の氏変更」の振り合いになる点は前回と同様なので、続けて間違った方は、よく復習しておきましょう。

8 社外取締役の社外性喪失

平成 27 年 6 月 12 日に青田玲子の配偶者となったのは（上記 7 参照）、申請会社の社外取締役である戊野五郎でした。よって、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法の規定によれば、戊野五郎は、社外取締役の要件に該当しないこととなり、婚姻の日付をもって「社外性喪失」を原因とする社外取締役である旨の登記を抹消する登記を申請することになります。しかしながら、本問では、少しばかり問題があります。社外取締役及び社外監査役の要件については、前回の講評で触れたような経過措置（附則 4 条）が設けられていることから、施行の際現に社外取締役等を置く株式会社において、一定期間（施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで）は旧来の社外取締役等の要件がそのままになるからです。ですから、この経過措置を考慮した上、あえて社外性喪失を原因とする登記を解答しなかった、という方がおられるとしたら、その判断は間違っていないと思います。

9 株券を発行する旨の定め/廃止/目的変更（いずれも消極。特別決議の要件不充足）

本問における登記の申請を代理すべきでない事項として、①株券を発行する旨の定め/廃止及び②目的変更（いずれも、通常どおり株主総会の特別決議を要する定款の変更）がある事案でした。もっとも、「別紙 3 及び別紙 4 の決議事項」という限定があったため、前者については解答する必要はなく、後者のみを第 2 欄において解答することになっていました。

これらの事項が登記の申請を代理すべきでないものとなる理由は、両方とも特別決議における、ある割合的な要件を充足していないことにありました。本問では事項の記載のみが要求されていましたが、仮に理由の記載が求められていたとしたら、その記載は①と②とで書き分けるべきことに注意しましょう。まず、①についてはいわゆる定足数（最低出席数）の不充足が問題になります。具体的には、議決権ベースで過半数の出席がないこと（900 個/3000 個）です。仮に、定款に特別決議の定足数を最大限緩和する定めを設けていたとしても、最低 3 分の 1 の出席が必要でした。（なお、本稿の筆者が個人的に添削した答案のコメントに「過半数」ではなく「3 分の 1 以上」と書いてしまったかもしれませんが、勘違いです。すいません。）次に②については、議決権を有する株主全員が出席しており、定足数の点で問題ありません。しかしながら、そこで定款変更案に賛成した株主の議決権数は 3 分の 2 に達しておらず（3500 個/6000 個）、当該議案は可決されなかったこととなります。